平成２４年（フ）第１０号
宮崎県都城市山之口町山之口2963番地
債務者　瀬戸口利巳
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１８号
宮崎県都城市志比田町4575番地３志比田荘202
債務者　徳田　尚樹
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２６号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原5039番地38
債務者　立山千代子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第３０号
鹿児島県鹿児島市武１丁目40番９号
債務者　宇治川高則
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３９号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目10番地５　エミネンス竹下303号
債務者　平田　　聡
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
鹿児島県霧島市隼人町神宮５丁目８番15号
債務者　中島みどり
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
鹿児島県姶良市平松5186番地２
債務者　田中　良一
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第９号
鹿児島県枕崎市田布川町251番地
債務者　神門　貴子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第４０１号
徳島県徳島市国府町南岩延85―１　国府レインボーハイツ203、住民票上の住所徳島県徳島市川内町大松878番地の４
債務者　島田　優子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１６号
福岡県豊前市大字宇島182番地
債務者　友成　潤一
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第７号
福岡県築上郡築上町大字東築城1020番地
債務者　藤村　美佐
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第８号
福岡県京都郡苅田町尾倉１丁目９番地11　シャルダンＤ―203
債務者　岩野　貴宣
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第９号
福岡県京都郡苅田町磯浜町１―７―４―608、住民票上の住所福岡県飯塚市目尾1112番地１
債務者　田中　雄太
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第３号
北海道虻田郡ニセコ町字曽我545番地２
債務者　古渡　一徳
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第５号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別22―39加森観光喜茂別寮236、住民票上の住所札幌市豊平区美園７条３丁目３番11号
債務者　細川　直哉
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第１号
和歌山県新宮市王子町１丁目８番34号
債務者　仲村商店こと　仲村　清令
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第８号
鹿児島県鹿屋市串良町下小原4875番地
債務者　徳丸　清孝
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
鹿児島県鹿屋市串良町岡崎3462番地２
債務者　豊饒　武典（旧姓安川）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係